

## 平成 28 年度八王子市木造住宅耐震診断補助金交付要綱

### (目的)

第 1 条 この要綱は、市内に存する木造住宅について、耐震診断を実施する所有者に対し、それに要する費用の一部を補助することにより、地震時における住宅の安全に対する市民の意識の向上を図り、災害に強いまちづくりの推進を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 地震により想定される住宅への損傷に対して、その住宅が必要な耐震性能を保持しているかどうかを判断するための調査をいう。
- (2) 診断機関 一般社団法人東京都建築士事務所協会八王子支部をいう。
- (3) 診断実施者 診断機関から市へ推薦をされ、市に登録された建築士をいう。

### (各主体の役割)

第 3 条 診断機関は、市からの依頼に応じ、その属する建築士を補助対象者に派遣し、耐震診断を実施するとともに、その診断実施者が行った診断結果について、評価し、評価書を発行する。

2 診断実施者は、診断機関からの診断実施依頼に基づき、誠実に耐震診断を実施するものとする。

### (補助対象住宅)

第 4 条 補助対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、昭和 56 年 5 月以前の旧耐震基準で建てられた八王子市内にある在来工法の木造住宅（一戸建専用住宅に限る。）で、補助対象者が現に居住しているものであること。なお、昭和 56 年 6 月以降に増築、修繕されたものにあつては、既存建築物の劣化等により、必要な耐震性能を保持しているかどうかについて、確認を求めるものであること。

### (補助対象者)

第 5 条 補助を受けることができる者は、補助対象住宅について所有権を有する個人で、世帯員全員及び共有者全員の市税の納付状況が、既に納期の経過した市税を完納しているか、市税が非課税であること。また、八王子市暴力団排除条例第 2 条に規定するものでないこと。ただし、補助対象住宅が共有の場合は、申請者が代表者であることの共有者の承諾を得ていること。

### (補助内容)

第 6 条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、診断実施者が行った耐震診断に要した費用の 2 分の 1 以内の額（当該額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。ただし、10 万円を限度とする。

2 補助は、同一建築物に対して、1 回限りとする。

### (補助金の交付申請)

第 7 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、耐震診断を実施する前に、木造住宅耐震診断補助金交付申請書（第 1 号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震診断費用の見積書の写し
- (2) 補助対象住宅の建築時期が確認できる書類
- (3) 補助対象住宅の所有権者が確認できる書類

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することを決定したときは、木造住宅耐震診断補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、木造住宅耐震診断補助金不交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(耐震診断の中止)

第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、耐震診断を中止しようとするときは、木造住宅耐震診断中止届（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による届出があったときは、当該補助金の交付決定は、なかったものとみなす。

(完了報告書)

第10条 補助決定者は、耐震診断を完了したときは、木造住宅耐震診断完了報告書（第5号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 耐震診断結果報告書の写し（一般社団法人東京都建築士事務所協会八王子支部が発行する評価書を含む。）

(2) 耐震診断費用明細書及び契約書の写し

(3) 耐震診断費用の領収書の写し

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

2 市長は、前項に定める完了報告があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付額を確定し、木造住宅耐震診断補助金交付額確定通知書（第6号様式）により補助決定者に通知する。

3 第1項に定める完了報告は、平成29年3月31日までに行わなければならない。

(補助金の交付請求及び交付)

第11条 前条に定める木造住宅耐震診断補助金交付額確定通知書を受けた補助決定者は、木造住宅耐震診断補助金交付請求書（第7号様式）により、市長に補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項に定める請求があったときは、速やかに補助金を交付する。

(交付決定の取消し又は返還)

第12条 市長は、補助決定者が次の各号の一に該当したときは、木造住宅耐震診断補助金交付決定取消通知書（第8号様式）により、補助金の交付決定の全部若しくは一部の取消し又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(3) 補助金を他の用途に使用したとき。

(4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

2 補助決定者は、前項の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、木造住宅耐震診断補助金交付決定取消通知書に記載のある期限内に当該補助金を市長に返還しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。  
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。